

議 案 第 6 0 号

新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年9月2日提出

新居浜市長 古 川 拓 哉

新居浜市観光交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例

新居浜市観光交流施設設置及び管理条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表の1 温浴施設使用料金表の表中

「

600円（65歳以上の者又は障害者 500円）

」を

「

700円（65歳以上の者又は障害者 600円）

」に、

「

4,800円（65歳以上の者又は障害者 3,750円）

」を

「

5,600円（65歳以上の者又は障害者 4,800円）

」に、

「

1 人 1 回 4 0 0 円

」を

「

1 人 1 回 5 6 0 円

」に、

「

6 0 0 円
5, 0 0 0 円

」を

「

7 0 0 円
5, 8 0 0 円

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 1 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の 1 温浴施設使用料金表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

新居浜市観光交流施設の温浴施設使用料の額を改定するため、本案を提出する。